

「未利用口座管理手数料」のご案内

令和4年10月
東京ベイ信用金庫

当金庫では令和4年10月から、2年以上ご利用のない口座に対しまして、未利用口座管理手数料を適用いたします。

詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 未利用口座となる口座

- (1) 令和4年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（対象口座の利息入金および本手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もご利用のない普通預金口座（決済用普通預金口座および総合口座を含みます。）と貯蓄預金口座を「未利用口座」としてお取扱いいたします。

※ 本手数料のご負担は、令和6年10月1日以降になります。

- (2) ただし、以下のいずれか一つにでも該当する場合は、対象外となります。

イ. 口座残高が1万円以上ある場合

ロ. 同一店舗において、定期性預金やお借入等のお取引がある場合

※ 盗難、紛失等により利用が停止されている口座は対象となります。

2. 未利用口座管理手数料

- (1) 未利用口座の対象となった場合には、事前に文書にてお届けのご住所にご案内いたします。（ご案内が到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。）
- (2) ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の「未利用口座管理手数料」を対象口座から引落しさせていただきます。
なお、ご案内後約3か月以内に、再度口座をご利用になるか、ご解約されますと、本手数料はかかりません。
- (3) 引落しさせていただいた本手数料のご返却には応じかねますので、予めご了承ください。
- (4) 翌年以降も未利用状態が続く場合は、未利用口座の対象口座となります。この場合、事前のご案内はいたしません。

3. 口座の自動解約

- (1) 未利用口座の残高が本手数料未済となる場合には、口座残高の全額（お利息を含みます。）を本手数料に充当のうえ、口座を自動的に解約させていただきます。
- (2) 解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

詳しくは、お取引のある店舗の窓口、または渉外担当者へおたずねください。

以 上